

連続核心評論

2016 選択

< 4 >

この2年間いろいろ考えたが、いまだに、ふに落ちないことがある。集団的自衛権行使に道を開き、国会で昨年採決が強行された安全保障法制の大本をなす2014年7月1日の閣議決定だ。

小限の自衛権行使が可能と指摘。ただし、集団的自衛権は許されないと明確に結論付けた。

れるとの新解釈を打ち出し「衛権」の行使は憲法上可能だと主張した。方程式の変数が違えば解もおのずと異なると言わんばかりに、72年見解の「基本的な論理」に「安全保障環境の変化」という新たな「変数」をはめ込み、全く逆の結論を導き出したのだ。安倍政権が最大のよりどころとしてきた72年見解の作成に内閣法制局第1部長として当時携わり、後に法制局長官も務めた角田礼次郎氏(95)に最近会い、「72年見解にある『外国による武力攻撃』の対

の海洋進出。安保環境は確かに変化しており、安倍政権の主張するように新たな脅威への対処は確かに必要だ。しかしだからといって、解釈改憲というあまりに安易な近道が許されているのか。憲法が時の権力者を縛り独断や専制を許さない「立憲主義」を振り崩しているのか。

崩される「立憲主義」

危機感持って投票を

この閣議決定やその後の政府答弁が集団的自衛権行使容認の根拠とするのは、1972年10月に内閣法制局がまとめた政府見解(72年見解)だ。

しかし安倍政権は、72年見解の「基本的な論理は維持する」とする一方、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」と強調。他国への武力攻撃でも状況次第では「日本の存立を脅かすことも現実に取りこり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

憲法学者など法律のプロは象には米国などの同盟国も含まれるのか」とストリートに聞いてみた。非難の声を上げたが、政府は閣議決定を擁護し続け、72年見解にある「外国の武力攻撃」の対象には同盟国も含まれるとの認識も表明。米軍が攻撃され「急迫、不正の事態」に至れば、「限定的な集団的自

第1次安倍政権で内閣法制局長官を務めた宮崎礼壹氏は、安倍政権による72年見解の読み替えをこう表現した。「黒を白と言いくるめる類い」

72年見解は、憲法は「必要な自衛の措置」を禁じていないとし、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」には必要最

も現実に取りこり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

「攻撃対象は」日本のこと。同盟国のことは考えてなかった。角田氏の答えは明快だった。北朝鮮の核やミサイルの脅威、軍事力を背景にした中国

憲法の前には与党も野党もない。改憲を行いたければ、姑息(こそく)な手段を選ぶべきではない。国民に真正面からその是非を問う王道を歩むべきだ。かつてない危機感を持って1票を投じなくてはならない。(共同通信編集委員 太田昌克)